



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 135/2022年3月号

発行日：2022年3月28日

東京の桜が平年より4日早い開花となり、全国的にも平年並みから早い予想となっており、桜前線は、ゆっくりと一歩一歩着実に北上しています。まん延防止等重点措置が、3月21日をもって全ての都道府県で終了しました。引き続き、感染拡大の防止対策をしっかりとって、歩きながらの花見を楽しみたいですね。

I. 最新情報（2022年2月1日～2022年2月28日）

1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022年 2月7日	公開 草案	「専門業務実務指針4465「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する」の改正について」(公開草案)の公表について	国際監査・保証基準審議会（IAASB）から「国際関連サービス基準（ISRS）4400「Agreed-Upon Procedures Engagements」」が公表されたことに伴い、2021年11月15日付けで専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「専門実4400」という。）が改正されました。 これを受けて、日本公認会計士協会（業種別委員会）は、専門実4400との整合性を図るため、専門業務実務指針4465「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2022年3月 8日【募集終了】
2022年 2月21日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」及び同実務指針第33号「信用金庫等における」	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2021年1月14日に監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が改正されたことを受けて、業種別委員会実務指針第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例」及び同実務指針第33号「信用金庫等における監査報告書の文例」の見直しを行ってまいりました。このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2022年3月 4日【募集終了】

		監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について		
2022 年 2 月 21 日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、次の監査基準委員会報告書の改正に伴い、これらとの整合性を図るため、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の見直しを行ってまいりました。 ・監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2021 年1月14日) ・監査基準委員会報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(2021 年6月8日) このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました	意見募集期限 2022 年 3 月 4 日【募集終了】
2022 年 2 月 21 日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」の改正について」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」(以下「保証実3000」という。)が公表及び改正されたことを受けて、業種別委員会実務指針第56号「受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針」の見直しを行ってまいりました。このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2022 年 3 月 4 日【募集終了】
2022 年 2 月 28 日	公開 草案	「業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」(公開	日本公認会計士協会(業種別委員会)は、次の監査基準委員会報告書の改正に伴い、これらとの整合性を図るため、業種別委員会実務指針第47号「特定目的会社に係る監査上の実務指針」及び同実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の見直しを行ってまいりました。 ・監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2021 年1月14日) ・監査基準委員会報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(2021 年6月8日)	意見募集期限 2022 年 4 月 1 日

		草案)の公表について	このたび、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	--	------------	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

2022 年 2 月 1 日	意見	IASB 情 報 要 請 「IFRS 第 9 号の 適用 後 レ ビ ュ ー — 分類及び測定」 に対する意見につ いて	2021 年 9 月 30 日に国際会計基準審議会（IASB）から、情 報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 分類及び測定」が公 表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に 対するコメントを取りまとめ、2022 年 1 月 13 日付けで提出い たしましたのでお知らせいたします。	—
-------------------	----	---	--	---

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 2 月 22 日	研究 報告	「非営利法人委員 会研究報告第 22 号「公益社団・財 団法人、一般社 団・財団法人、移 行法人及び特例民 法法人の理事者確 認書に関する Q & A」の改正につい て」の公表につい て	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2022 年 2 月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委 員会研究報告第 22 号「公益社団・財団法人、一般社団・財団法 人、移行法人及び特例民法法人の理事者確認書に関する Q & A」 の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、監査基準委員会報告書 720「その他の記載内 容に関連する監査人の責任」の改正及び「デジタル社会の形成を 図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法 の改正等に対応した監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」 の改正を受け、所要の見直しを行ったものです。	—
2022 年 2 月 22 日	研究 報告	「非営利法人委員 会研究報告第 33 号「社会福祉法人 の理事者確認書に 関する Q & A」の 改正について」の 公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2022 年 2 月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会 研究報告第 33 号「社会福祉法人の理事者確認書に関する Q & A」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、監査基準委員会報告書 720「その他の記載内 容に関連する監査人の責任」の改正及び「デジタル社会の形成を 図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法 の改正等に対応した監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」 の改正を受け、所要の見直しを行ったものです。いて」を公表い	—

			たしましたので、お知らせします。	
2022 年 2 月 22 日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第 37 号「医療法人の理事者確認書に関する Q & A」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2022 年 2 月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第 37 号「医療法人の理事者確認書に関する Q & A」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正等に対応した監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」の改正を受け、所要の見直しを行ったものです。	—
2022 年 2 月 22 日	研究 報告	「非営利法人委員会研究報告第 41 号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2022 年 2 月 17 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会研究報告第 41 号「農業協同組合監査における経営者確認書の文例」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 今回の改正は、監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正等に対応した監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」の改正を受け、所要の見直しを行ったものです。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 2 月 1 日	委員 会報 告	「専門業務実務指針 4480「電子開示書類等の XBRL データに対する合意された手続業務に関する実務指針」及び IT 委員会研究報告第 51 号「電子開示書類等の XBRL データに対する合意された手続業務に関する Q & A」の改正」	日本公認会計士協会（IT 委員会）では、2022 年 1 月 13 日に開催された常務理事会の承認を受けて、「専門業務実務指針 4480「電子開示書類等の XBRL データに対する合意された手続業務に関する実務指針」及び IT 委員会研究報告第 51 号「電子開示書類等の XBRL データに対する合意された手続業務に関する Q & A」の改正」を公表しましたので、お知らせいたします。	2022 年 1 月 1 日以降に契約を締結する合意された手続業務に適用。

		の公表について		
2022 年 2 月 4 日	お知 らせ	「EDINET で提出する監査報告書への XBRL タグ付けについて（お知らせ）」の公表について	日本公認会計士協会（ＩＴ委員会）では、2022 年 2 月 4 日付けで「EDINET で提出する監査報告書への XBRL タグ付けについて（お知らせ）」を公表しましたので、お知らせいたします。 2021 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から EDINET で提出される監査報告書については、監査上の主要な検討事項が XBRL のタグ付けの範囲に含まれることになっており、当協会では「EDINET で提出される監査報告書の XBRL タグ付け範囲の拡大に関する留意事項」等により周知を図ってきたところですが、2021 年 11 月に金融庁から公表された XBRL 関連ガイドラインの改訂において監査上の主要な検討事項の XBRL タグ付け方針等が一部追加されたことや、2022 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から監査報告書におけるその他の記載内容に関する XBRL タグ付けが追加されることを受けて、本お知らせの取りまとめを行っております。	2022 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度から適用。
2022 年 2 月 21 日	研究 報告	ＩＴ委員会研究報告第 27 号「監査人のためのＩＴ教育カリキュラム」の改正の公表について	日本公認会計士協会（ＩＴ委員会）では、2022 年 2 月 17 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、ＩＴ委員会研究報告第 27 号「監査人のためのＩＴ教育カリキュラム」を公表いたしましたのでお知らせいたします。 本改正はＩＴ委員会研究報告第 57 号「ＩＴの利用の理解並びにＩＴの利用から生じるリスクの識別及び対応に関する監査人の手続に係る Q & A」の制定を受けて、所要の見直しを行ったものです。	—

6. その他（会計制度委員会等）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2022 年 2 月 24 日	公開 草案	会計制度委員会研究資料「ソフトウェア制作費等に係る会計処理及び開示に関する研究資料 ～DX 環境下におけるソフトウェア関連取引への対応～」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会では、ソフトウェアに関するビジネスの環境変化に伴い、多様な実務が生じていることを踏まえ、ソフトウェア及びその周辺の取引に関する会計上の取扱いについて研究を重ねてまいりました。 このたび、一通りの検討を終えたため、会計制度委員会研究資料「ソフトウェア制作費等に係る会計処理及び開示に関する研究資料～DX 環境下におけるソフトウェア関連取引への対応～」(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2022 年 4 月 24 日

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

欠損金の繰戻し還付について

青色欠損金の繰戻し還付制度とは、欠損金額を前1年以内に開始した事業年度に繰り戻して、法人税の還付を請求できる制度（前期に支払った法人税額を還付してもらう制度）である。還付を請求するか、欠損金を繰り越すかは、各法人の任意選択である。

従来は、資本金又は出資金の額が1億円以下の中小企業者だけに認められていた。現在は、2020年4月の緊急経済対策により、「2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金」については、資本金又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人についても認められている。

ただし、大規模法人（資本金又は出資金の額が10億円超の法人等）による完全支配関係がある法人、100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に所有されている法人は除かれる。資本金が10億円以下、10億円超の判定については各事業年度終了の時点で行う。

《会計処理への影響》

欠損金の繰戻し還付は、国税のみの制度のため、欠損金の繰戻し還付を請求した場合、法人税と地方法人税については、還付が行われるが、法人事業税や法人住民税の地方税は欠損金の繰戻し還付の制度がないため、還付は行われない。そのため、欠損金の繰戻し還付の適用を受けた場合、法人税部分の欠損金の残高は減少するが、法人住民税及び法人事業税部分の欠損金は、使用していないため、残高は減少しない。

〔法人税部分の欠損金〕

使用した（減少した）欠損金については、当然に繰延税金資産を計上できない。

〔法人住民税及び法人事業税部分の欠損金〕

欠損金を使用していないため、繰延税金資産の回収可能性を検討した上で、繰延税金資産を計上する。法人住民税部分と法人事業税部分で法定実効税率を分ける必要がある。

【法定実効税率（東京都で外形標準課税適用の場合）】

法人住民税部分：10.02%（※1）

法人事業税部分：3.64%（※2）

（※1） 法人住民税率／（1＋事業税率（超過税率）＋事業税率（標準税率）×特別法人事業税率）

（※2） （事業税率（超過税率）＋事業税率（標準税率）×特別法人事業税率）／（1＋事業税率（超過税率）＋事業税率（標準税率）×特別法人事業税率）

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703